

山口市道路掘削工事等施工基準

(目的)

第1条 この基準は、道路占用許可、道路工事等施行承認等により道路構造物や地下埋設物等を新設、修繕、加工または廃止することに伴う道路掘削工事及び路面復旧工事の施工に当たり、遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(掘り返しの抑制)

第2条 舗装工事後3年間は原則として掘削を許可しない。

ただし、やむを得ないと認められる場合は、舗装復旧範囲等について別途条件を付して許可する。

(埋め戻しの方法)

第3条 道路を掘削した場合の埋め戻しについては、次の各号の定めるところによるものとする。

- (1) 掘削土を砂、切り込み砕石または良質な土砂に置き換えること。ただし、掘削土砂がこれら良質の土砂等と同等以上の質であると認められる場合においては、この限りでない。
- (2) 埋め戻しは、路体においては30cm、路床においては20cmを1層とし、各層ごとにランマーその他適当な締め固め機械で十分締め固めること。

(舗装の復旧方法等)

第4条 舗装の復旧は、次の各号の定めるところによるものとする。

- (1) 舗装版切断については、舗装切断機を使用し、丁寧に切り取ること。
また、その際の冷却排水については、適切に回収・処分すること。
過度に切断した場合は、シール材等により補修すること。
- (2) 舗装の復旧は、現状復旧を原則とし、車道部で路盤12cm、表層アスファルトコンクリート4cm、歩道部で路盤10cm、表層アスファルトコンクリート3cmを最低厚とすること。
なお、現状の舗装構成が不明な場合、あるいは特殊な舗装の場合は、試掘等による調査を行うか、道路管理者との協議により指示のあった舗装構成によって復旧すること。
- (3) 埋戻し完了後、本舗装あるいは仮舗装により速やかに復旧すること。
- (4) アスファルト系舗装の復旧範囲については、別紙「舗装復旧範囲の考え方」を参照し、次の各項によるものとする。なお、アスファルト系舗装以外の舗装の復旧範囲については、道路管理者と協議を行い、決定すること。
 - (ア) 影響幅については、路盤厚を最低とする。
 - (イ) 最小復旧幅は1mとする。
 - (ウ) 影響範囲から舗装端部（舗装継ぎ目や路肩等）までの残り幅が1.2m未満の場

合は、残り幅も含めて復旧すること。

(エ) 復旧箇所付近に近接して舗装状態が悪い箇所がある場合は、道路修繕を行う場合があるため、道路管理者と協議を行うこと。

(オ) 占用物件の布設替え工事、あるいは開発行為や家屋の建築等に伴う水道・ガスの引込管や下水道の取出管設置工事等、複数の占用・加工工事が同時期に施工される場合は、占用場所や工期等十分調整し一体的な舗装復旧を行うこと。

(カ) 上記各号にかかわらず、わだち掘れや骨材飛散が生じやすい箇所を復旧範囲の端部としないこと。

(瑕疵担保)

第5条 工事施工者は、復旧箇所が工事完了の日から2箇年以内に他の原因によらず破損または沈下した場合は、道路管理者の指示に従い速やかに手直ししなければならない。ただし、工事完了の日から2箇年を経過した後においても、当該工事が原因であることが明らかな場合は、同様に手直しすること。

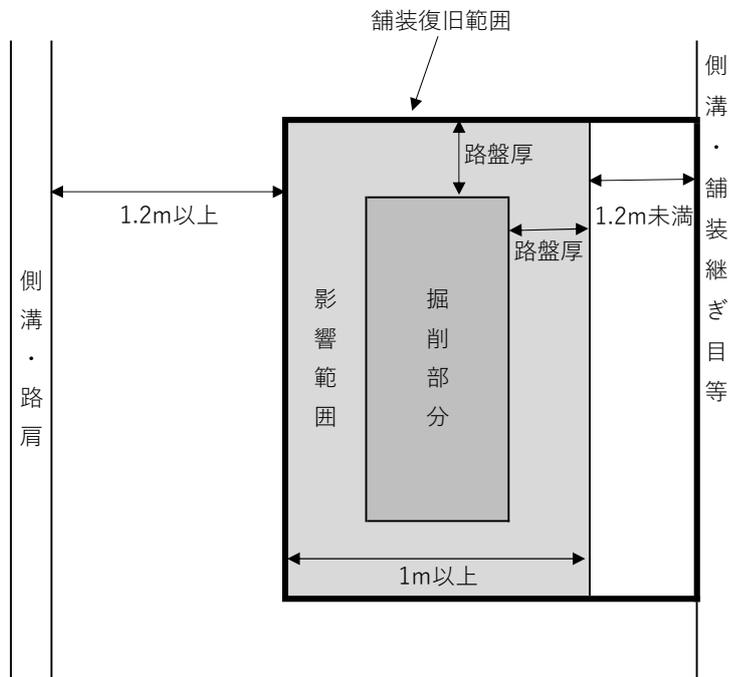
(その他)

第6条 本基準により難しい場合は事前に道路管理者と協議を行い、指示に従うこと。

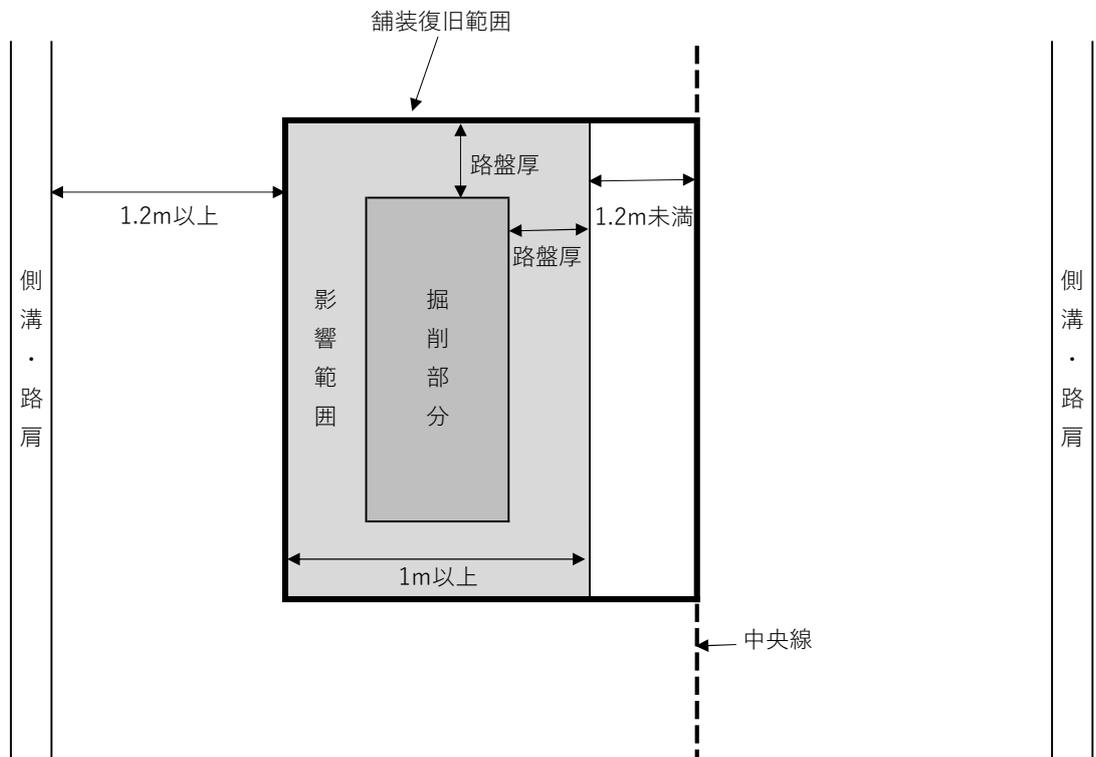
附則

1 本基準は令和5年5月1日から施行する。

a) 単車線の場合



b) 2車線以上の場合



※アスファルト系舗装以外の舗装の復旧範囲については、道路管理者と別途協議を行うこと。